

仕様書

1 委託業務名称

令和6年度西淀川区アート事業業務委託

2 事業目的

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の創出と、世界各国の国際文化を学ぶ機会を作る。また、大阪・関西万博が掲げている持続可能な開発目標（SDGs）への貢献にかかる取組みも行う。

自身の創造力を引き出すこと、異なる文化や価値観を理解し、大阪・関西万博開催に向けたメッセージを発信する。万博の機運醸成に貢献する。

3 業務概要

「未来の生活」、「世界各国の国際文化」などのテーマを基にワークショップを開催。テーマに添ったアート作品を創出する。作成したアート作品については、SNSなどを通じて、広く情報発信をする。

4 業務内容

(1) イベントの企画・実施

本事業の目的を達成するため、次の内容をふまえ、イベントを企画・実施すること。

ア 万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に沿った内容とすること。

イ 大阪・関西万博はさまざまな国と地域が参加する国際博覧会であるため、参加国の文化等を複数国学ぶことのできる内容とすること。

ウ イベントは、ワークショップ形式とし、参加者が体験・体感できる内容、集しやすい土・日・祝に2回以上開催すること。

エ SDGsに対する理解が深まる内容を加えること。

オ 西淀川区のマスコットキャラクター「に～よん」を一部デザインに含めるなど、活用すること。

カ 作品の作成に必要な物品（筆記用具やタブレットなど）を用意すること。

キ 作成した作品については、画像や動画等へのデータ加工を行い、発注者に納品すること。また、納品された作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は発注者に帰属するものとする。

画像の場合のフォーマットはPNG形式、解像度72dpi以上、カラーモードはRGBを基本とするが、データ納品前に発注者と調整のうえ納品すること。

ク 参加者へのアンケート調査を行うなど、事業の効果測定等を実施することとし、参加人数の集計結果とあわせて効果測定等の実施にかかる集計結果を報告すること。

(2) 委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに受注者において委託業務スケジュール及び運営体制を明記した実施

計画書を作成し、発注者へ提出すること。

ア 本事業を滞りなく実施できるよう、業務責任者を定め、必要な人員を手配・配置すること。

イ 業務スケジュールを発注者と協議のうえ策定し、着実に業務執行が行える体制を構築し、業務責任者によるスケジュールの進捗管理を徹底すること。

(3) 戦略的な広報・PRの実施

イベントを効果的に宣伝し、集客を図るため、活用する広報媒体・手法について検討し、発注者と協議のうえ戦略的な広報・PRを実施すること。

(4) その他事業目的の達成のために必要な事項

本事業の遂行で必要となる各種業務を行うこと。

5 委託期間

契約締結日 ～ 令和7年1月31日（金）

6 再委託について

(1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

7 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

8 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

9 担当

大阪市西淀川区役所政策共創課（担当：伊勢） 52 番窓口

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10

TEL：06-6478-9887

E-mail：tk0011@city.osaka.lg.jp

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

不適正契約事案の発注防止について

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6478-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。